

○経済産業省省告示第一号
環境省

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十五年三月六日

経済産業大臣 茂木 敏充
環境大臣 石原 伸晃

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針

我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題である。しかし、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分されており、その場合に回収されているものは、鉄やアルミニウム等一部の金属にとどまり、金や銅などの金属は大部分が埋立処分されている。

新規の最終処分場の立地が困難となる中で、残余容量は減少が続いており、使用済小型電子機器等の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減が期待されている。

さらに、再資源化の工程の中で使用済小型電子機器等に含まれる有害物質が適切に処理されること

となり、環境管理の改善効果も期待される。

また、資源採掘時には、岩石、土砂を含めた廃棄物の発生やエネルギー消費等、多量の物質・資源が関与しており、資源採掘時の環境負荷を低減する観点からも、再生資源の十分な利用を図ることが重要である。

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとって、資源の確保は重要な課題である。金属の中には産出国の偏在性が高い鉱種もあり、主要生産国の輸出政策等により、供給リスクや価格乱高下のリスクを常に抱えている。また、新興国の経済成長等を背景として多くの金属の価格が高騰するなど、資源確保の重要性が高まっており、使用済小型電子機器等についても再資源化の促進が求められている。

このような状況の中で、我が国における生活環境の保全と国民経済の健全な発展を長期的に確保するためには、使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の資源の十分な利用を図っていくことが重要である。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能に

なれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能である。そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度としている。

物流や中間処理において規模の経済を働かせ、効率的に収集とリサイクルを実施するためには、回収量を確保することが非常に重要である。そのためには、消費者及び事業者は適正な排出を行うこと、市町村は分別収集を行うこと、小売業者は消費者の適正な排出に協力すること、製造業者は解体しやすい設計を行うこと等によって再資源化に要する費用を低減するとともに再生資源を利用すること、国は制度の円滑な立上げと運用に向けて分別収集や再資源化の促進のために必要な資金の確保等を行い、市町村が主体となった回収体制を構築すること、都道府県は市町村に対し必要な協力を行うことなど、関係者の適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。

二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標

使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、平成二十七年度までに、一年当たり十四万トン、一人一年当たりに換算すると約一キログラムを目標とする。なお、この一年当たり十四万トンという目標は、平成二十三年の一年間に使用済みとなった小型電子機器等の重量約六十五万トンを基礎とする

と、回収率が約二十パーセントとなる。

この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。

三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

1 消費者及び事業者の取組

消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあつては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他認定事業者から委託を受けた小売業者等の使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。

事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあつては、認定事業者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。なお、使用済小型電子機器等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物に該当する場合には、産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票をいう。）の交付等、廃棄物処理法にのっとりて処理を委託することが必要である。

2 地方公共団体の取組

使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されていることから

、市町村が主体となった回収は使用済小型電子機器等の再資源化の前提となるものであり、できる限り多くの市町村の参加が必要不可欠である。市町村がまずは本制度に参加すること、地域に根付いた回収業者の有効活用を図ることなどにより安定的かつ効率的な収集を行うこと、回収した使用済小型電子機器等を認定事業者を引き渡すことを通じて、有害物質を適正に管理しつつ、規模の経済を確保した効率的な再資源化が実現される。市町村は、使用済小型電子機器等の回収が最終処分量の削減や有害物質処理費の削減等につながることも踏まえ、適切な回収の推進に努める必要がある、これらの市町村の取組を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保という本制度の目的を達成することが可能となる。

市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して回収について周知を行うとともに、住民が簡便に使用済小型電子機器等を排出できる環境を整えるよう、回収の方法や回収拠点の設置数、設置の場所などに配慮することが必要である。

さらに、使用済小型電子機器等の中には、鉛などの有害物質を含有するものがあることに鑑み、市町村は、国内外での環境汚染を防止する必要がある。特に、認定事業者以外の者に引き渡す場合には、使用済小型電子機器等が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡先が適切か否かについて、自らの責任で確認し、処理の状況について住民への情報提供に努める

ことが求められる。

都道府県は、管内の市町村に参加や連携を呼びかけたり、市町村において取り組みやすい回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待される。

また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規制が適用されることから、使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分にあたっては、認定を受けた再資源化事業計画を逸脱した収集、運搬などの違法、脱法行為が行われることがないよう、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行うものとする。

3 小売業者の取組

市町村が主体となった使用済小型電子機器等の回収に加え、小売業者が補完的に回収に協力することで、効率的な回収を実現できる場合もある。

そこで、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するため、小売業者は、市町村の回収ボックスの設置に協力したり、認定事業者から委託を受けることなどにより、回収に協力することが期待される。

4 製造業者の取組

小型電子機器等の製造業者は、解体しやすい設計を行うことや原材料の種類をできる限り統一

すること等のいわゆる環境配慮設計を行うことにより、再資源化に要する費用の低減に努める必要がある。

さらに、再資源化により得られた資源が適切に利用され、それにより再資源化事業がより一層促進されるためには、再資源化により得られた資源の積極的な活用に努める必要がある。

5 認定事業者の取組

認定事業者は、使用済小型電子機器等について再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。認定事業者は、広範囲の市町村等から使用済小型電子機器等の適切な価格での引渡しを受け、認定を受けた再資源化事業計画に従って、認定事業者自ら又は委託により適正に再資源化を実施することとなるが、国への報告等を通じて、再資源化の実施の状況を明らかにし、事業の透明性を確保する必要がある。また、回収量を確保し、効率的な再資源化を実施するためには、市町村の参加促進が必要であることに鑑み、認定事業者は、認定計画に記載された収集区域内の市町村に本制度への参加を積極的に働きかけることが重要である。

また、認定事業者が市町村から使用済小型電子機器等の引渡しを受ける場合において、認定事業者が実施する再資源化事業が全体として十分な利益を確保できた場合には、市町村との使用済小型電子機器等の取引価格への反映等を通じて、利益の一部を市町村へ還元するよう努める必要

がある。

6 国の取組

国は、制度の円滑な立上げと運用に向けて市町村に対する財政等の支援を実施したり回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを定めること、都道府県と連携して説明会を開催するなど市町村に対して積極的に本制度への参加の呼びかけを行うこと、市町村参加状況に関する要因分析を行い必要な対策を講じること等を通じて、できる限り多くの市町村の参加を促進するよう最大限努める必要がある。また、小売業者に対しても、協力を呼びかける必要がある。

また、国は、適正な分別排出の促進のため、本制度に参加する市町村や小売業者を周知し、国民に使用済小型電子機器等の再資源化の重要性について普及啓発を行うとともに、処分方法がわからないために、又は特別な理由なく使用せずに家庭に保管している使用済小型電子機器等についても、適正な形で分別して排出するよう、国民に呼びかける必要がある。携帯電話端末などの重要な個人情報も多く含む機器については、個人情報漏えいに対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管されている場合も多く、国が市町村や認定事業者に対し適切な個人情報保護対策を求めることで、これらの機器についても国民が安心して排出できるようにすることも重要である。

さらに、国は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況について情報を収集・整理し、

国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、使用済小型電子機器等からの資源の回収など再資源化に関する技術開発及び実用化に向けた取組を支援していく。

また、国は市町村等と協力し、違法な不用品回収業者に対し、取締りの強化等継続的な対策を実施するとともに、海外における不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の更なる適正な施行、運用等を実施する。

四 環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

使用済小型電子機器等の再資源化の促進は、再資源化によって得られた資源の利用とあいまって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型経済社会システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する使用済小型電子機器等の再資源化の促進のためには、広範な国民の取組が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識について、環境教育・環境学習や広報活動等を通じ、広く国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施状況や、再資源化により得られた資源がどのように利用されているかを情報発信することにより、関係主体の協働の下で、既存の取組ともあいまって我が国全体で使用済小型電子機器等の回収量を増加させ、再資源化への取組を推進するための意識の普及・醸成を図るものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項

本制度は、収集された使用済小型電子機器等の再資源化を促進するために、廃棄物処理法の特例措置を講ずるものであるが、使用済小型電子機器等として収集されたものであっても、製品としてそのまま使用することが可能なものについては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）第七条の考え方に基づき、再使用することも可能である。ただし、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることにより、海外における環境汚染を引き起こすことがないようしなければならない。さらに、中古利用が可能なものを再使用する場合であっても、海外における不適正な処理が伴うなど環境への負荷の低減にとって有効であると認められない場合、個人情報保護の観点から適切ではない場合、また、安全上の問題がある場合もあることから、これらの点に十分に配慮しつつ、適切に再使用を実施する必要がある。

また、国は、使用済小型電子機器等の排出後のフローについて、定量的に把握するよう努めなければならぬ。排出後のフローの把握に当たっては、認定事業者や市町村からの報告に加えて、再

使用されている量や、認定事業者以外の者によって再資源化されている量、使用済みでありながら家庭内に保管されている量についても、可能な限り把握する必要がある。

なお、認定事業者又は認定事業者から委託を受けた者以外の者が、使用済小型電子機器等を収集し、再資源化するに当たり、当該使用済小型電子機器等が廃棄物と判断される場合には、市町村からその処理に係る委託を受けている等の廃棄物処理法の規制の枠内で実施することが必要である。

六 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

1 個人情報の保護に関する事項

使用済小型電子機器等の中には、個人情報記録されているものもあるため、個人情報の保護に配慮する必要がある。特に、他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパーソナルコンピュータや携帯電話端末・PHS端末については、十分な配慮が必要となる。そこで、パーソナルコンピュータや携帯電話端末・PHS端末については、消費者及び事業者が排出する段階で、自ら個人情報の削除に努めるとともに、回収や再資源化の段階で個人情報の漏えいの防止の措置を講ずる必要がある。

具体的には、まず、市町村や小売業者が、消費者に対して個人情報を削除した上で排出するよう周知し、ボックス回収を行う場合は鍵付きのものを使用する、ステーション回収を行う場合は監視員が立ち会うなどの盗難防止対策や、個人情報保護に係る管理体制（責任の明確化、職員研

修、委託先を含めた管理の実施等）の整備など、十分な個人情報保護対策を実施した上で回収を行うものとする。また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、収集、運搬及び再資源化に際して、適切な個人情報保護対策を講ずることが必要である。

なお、パーソナルコンピュータについては資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）に基づく自主回収が、携帯電話端末・PHS端末については携帯電話事業者等による自主回収が行われていることから、これらの取組も併せて消費者に周知することで、個人情報が記録されている使用済小型電子機器等の回収を一層促進することも可能である。

2 有害物質等の発生の抑制等に関する事項

使用済小型電子機器等の再資源化の過程においては、廃棄物処理法、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制を図るとともに、周辺環境への影響を防止しなければならない。